

設立目的

当法人は、全国各地で整備の進む公衆無線LANサービスにおいて、事業者の垣根を越えて簡素で一元化された利用方法を実現するための枠組みの整備、運営を行います。

これによって、訪日外国人をはじめとする利用者の利便性の向上と、様々なアプリケーションサービスとの連携の実現による公衆無線LANインフラの利活用の発展に貢献することを目指しています。

全国の公共Wi-Fiスポットをさまざまなアプリケーションで利用できます。

当法人が管理、運営する技術仕様(*1)に対応することにより、公共のWi-Fiスポットの整備、運営を行う全国の自治体や事業者は、アプリケーションとの連携により事業者を跨った広域での利用手続きの一元化が可能となります。また、アプリケーションを提供する事業者は、当法人を活用することにより、公衆無線LANの通信環境を利用したサービスの展開を容易に(*2)実現することができます。

これにより、訪日外国人をはじめとするサービスの利用者は、自身に合ったサービスを、より便利にご利用いただくことが可能となります。



*1 平成28年に実施された総務省による「訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化」に向けた取組みとして実施された実証実験を踏まえた技術仕様である「WEB-AP」方式となります。今後、必要に応じて連携方式の追加や拡張の検討、対応を行ってまいります。

*2 アプリケーションを提供する事業者に対して、アプリケーションに組み込むことが可能なソフトウェア(SDK)を提供します。

公衆無線LAN認証管理機構(Wi-Cert)の概要について



- 法人名 :一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構
- 英文名 :Wireless LAN Certification Organization
※略称 Wi-Cert(わいせーと)
- 設立日 :平成28年9月30日
- U R L :<http://www.wlan-authmng.or.jp/>
- 登記住所/連絡先 :
 - ・住所:東京都中央区銀座6丁目2番1号Daiwa銀座ビル4F
 - ・連絡先:事務局メールアドレス committee@wlan-authmng.or.jp

FAQ



Q. 自治体が参加する場合、どのようにすればよいのか?また、その場合に費用はかかるのか?

A. まずは当法人にご登録ください。ご登録にあたって費用は不要です。あわせて運営又は整備を推進されている公衆無線LANサービスについて、当法人が定める技術仕様に対応いただく必要がございますので、そのサービス運用の委託先事業者等にご相談ください。事業者からの問合せには当法人が対応させていただきます。なお、技術仕様に対応するために事業者において発生する費用の扱いは、当該事業者との契約内容や協議によるものとなります。

Q. Wi-Certの活動に参加するには?

A. 当法人の設立の趣旨や目的に賛同いただき、会則に同意をいただける事業者様に対して入会の受付を行います。但し、既存会員の同意と年会費のご負担が必要となります。詳しくは当法人の事務局にお問合せください。

Q. ネットワークの提供事業者として、又はアプリケーション事業者としてのWi-Certの利用方法は?

A. 申込みをしていただき、当法人が定める利用規約に従ってご利用いただきます。なお、ご利用に際しては、対応されるサービスの規模等に応じた利用料をご負担いただきます。詳しくは当法人の事務局にお問合せください。

Q. アプリケーションとの連携においてセキュリティに問題はないのか?

A. 当法人が定める技術仕様は、利用開始手続きにおける連携を行うものであり、現在提供されているサービスのセキュリティレベルを現状より向上させることを目的とした仕様ではありません。但し、利用者の特定など、提供されているサービス仕様に準拠するために必要な連携の仕様を定めており、サービスレベルを落とすことなく連携することは可能です。

なお、様々なアプリケーションとの連携を可能とすることにより、今後、アプリケーションによっては、よりセキュリティレベルを高めたサービスの提供の可能性などの拡張性が期待できると考えております。